

アメリカ合衆国憲法 - 権利章典

権利章典前文

合衆国連邦議会はニューヨーク市において1789年3月4日、水曜日に開会した。

複数州の代表者会議は、合衆国憲法を採択するにあたり、その権威の誤解や乱用を防ぐために、さらに確認的および制限的な条項が追加されることを以前から要望し、政府に対する国民の信頼の基盤を広げるとともに、制度の恩恵がかならず行き渡るようにした。

アメリカ合衆国議会上院および下院の会議において、各議会の3分の2の同意によりアメリカ合衆国憲法修正案として表決された以下の条項が個々の州の州議会に提案され、これら立法府の4分の3によって批准された場合、すべての、或いはいずれの条項も、前述の憲法の一部としてすべての意図および目的に有効である。すなわち

アメリカ合衆国憲法への追加条項および修正は、憲法第五条に準じ、連邦議会によって提案され、個々の州の州議会によって批准された。

修正第一条 連邦議会は、国教を樹立し、あるいは信教上の自由な行為を禁止する法律、または言論あるいは出版の自由を制限し、または人民が平穏に集会し、また苦痛の救済を求めるため政府に請願する権利を侵す法律を制定してはならない。

政府は国教を強制したり、自ら選択した宗教を信仰することを理由にあなたを処罰することはできません。国民は、自由に意見を述べ、自由に著述し、公表し、平穏に集会し、また政府に不正を是正するよう要請することができます。

修正第二条 規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有しまた携帯する権利は、これを侵してはならない。

個人（国民）は政府の干渉無しに武器を所有し使用する権利を有します。

修正第三条 平時においては、所有者の承諾なしには、何人の住居にも兵士を宿営させてはならない。戦時においても、法律に定める方法によるのでなければ、宿営させてはならない。

政府は、あなたを強制して政府の代理人を収容させることはできません。

修正第四条 不合理な搜索および逮捕押収に対し、身体、住居、書類および所有物の安全を保証される人民の権利は、これを侵害してはならない。令状はすべて、宣誓あるいは確約によって支持される相当な根拠に基づいていない限り、また搜索する場所および逮捕押収する人または物が明示されていない限り、これを発してはならない。

独断で逮捕したり“保留”してはなりません。政府の代理人は捜査令状を保持せずに土地や所有物を捜査したり押収してはなりません。捜査令状を取得するためには、政府の代理人は、捜査あるいは押収をする特定の理由を示さねばならず、それらの理由が真実であることを宣誓する必要があります。さらに、捜査令状自体にその対照となる場所、物、あるいは個人を特定し、記述する必要があります。一般的であいまいな捜査令状は無効で、捜査令状の記述を超える捜査や押収は非合法です。

修正第五条 何人も、大陪審の告発または起訴によるのでなければ、死刑または自由刑を科せられる犯罪の責を負わされることはない。ただし、陸海軍または戦時あるいは公共の危険に際し、現役の民兵の間に起こった事件については、この限りでない。何人も同一の犯罪について、再度生命身体の危険に臨まされることはない。また何人も刑事事件において、自己に不利な供述を強制されない。また正当な法の手続きによらないで、生命、自由または財産を奪われることはない。また正当な賠償なしに、私有財産を公共の用途のために徴収されることはない。

軍隊に所属する人以外の誰も、最初に大陪審（市民の）によって起訴されずに、重罪の疑いで裁判にかけられることはありません。一旦無罪になった人は、再び同じ行為について裁判にかけられることはありません。刑事訴訟では、証人となることや

自分自身に不利な証拠を提出することを強制されることはありません。法の適正手続きなしで投獄されたり、財産を押収されることはありません。政府は市場価格を払わずに固定資産を押収することはできません。

修正第六条 すべての刑事上の訴追において、被告人は、犯罪が行われた州および、あらかじめ法律で定められる地区の公平な陪審によって行われる、迅速な公開裁判を受け、また公訴事実の性質と原因とについて告知を受ける権利を有する。被告人はまた、自己に不利な証人との対審を求め、自己に有利な証人を得るために強制的な手続きを取り、また自己の弁護のために弁護人の援助を受ける権利を有する。

裁判は不合理に延期されたり秘密裏に行われてはなりません。いかなる刑事訴訟においも、被告人は、偏見の無い市民からなる陪審員（州が政治的影響で選ばれた判事を利用して被告を不利にすることがないように）による公判を受ける権利があります。裁判は犯罪が起きた州あるいは地区で行われなければなりません。告訴なしに保留することはできません。あなたに対する告訴を知らされないまま保留されることはありません。起訴しているのが誰かを知る権利が被告人にはあり、裁判でその証人と対決する権利があります。被告人は、自分に有利な証人を召喚する権利と、弁護士をたてる権利がある。

修正第七条 普通法上の訴訟において、係争の価額が二十ドルを超える時は、陪審による審理の権利を認められるべきものとする。陪審により審理された事実は、普通法の規則によるほか、合衆国のいずれの裁判所においても再審されることはない。

陪審裁判を受ける権利は民事裁判、刑事裁判にもおよびます。一旦陪審員が評決したならば、法廷は、容認された法的な手続き（例えば、上級裁判所が元の訴訟では被告の権利が侵されていたと判断し再審を認める場合）による場合以外は、その決定を覆したり変更することはできません。

修正第八条 過大な額の保釈金を要求し、または過重な罰金を科してはならない。また残酷で異常な刑罰を科してはならない。

保釈金、罰金、処罰はすべて犯罪に見合ったものでなければならず、残酷なものであってはなりません。

修正第九条 本憲法中に特定の権利を列挙した事実をもって、人民の保有する他の諸権利を否定あるいは軽視するものと解釈してはならない。

国民には権利章典に特定され、列記されている権利のほかにも権利があります。

修正第十条 本憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されなかった権限は、それぞれの州または人民に留保される。

アメリカ合衆国連邦政府は憲法が定める特定の権限のみを有します。その他の全ての権限は州あるいは国民個人に所属します。

修正第九条および第十条は相俟って、連邦政府には認められた権限のみがある反面、国民には禁止されている以外のあらゆる権利または権限がある、と述べている。また、権利章典は全体として、政府が除去、削減、侵害することを禁じられている国民の主要な権利、を記述している。

権利章典は明らかに、国民自身をその生を左右する権威を持つ者と位置付け、政府の権限には厳格な制限を定めている。これは、私達が展開を容認している今日の状況とは、まさしく対照的なものである。